

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内 容 に よ る 分 類	装 備 品 等 仕 様 書	
	性 質 に よ る 分 類	個 別 仕 様 書	
物品番号	2 3 2 0－4 2 6－5 4 7 6－5	仕 様 書 番 号	
品 名 又 は 件 名	自活車	C P S－V 2 3 1 7 7－1 4	
		大臣承認	平成 5 年 1 0 月 1 9 日
		作 成	平成 5 年 8 月 3 0 日
		改 正	令和 4 年 8 月 2 6 日
			令和 6 年 7 月 1 7 日
		作成部隊等名	補 給 本 部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、移動及び機動展開時に隊員が展開地で2～3日程度自活する場合に使用する自活車（以下，“車両”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、次によるほか、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の1.2 及びC & L P S - Y 0 0 0 0 7 の1.2 による。

1.2.1

空車状態

空車状態とは、車両に燃料、潤滑油、冷却水などを全量搭載し、附属品及び予備品を取付位置などに収納した状態をいう。

1.2.2

積車状態

積車状態とは、空車状態の車両に操縦手1名（80 kg）、助手2名（80 kg × 2）が乗車し、荷物を均等に積載して、車両総質量（最大11 000 kg）までとした状態をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、c)を除き、仕様書に定める内容が優先する。

a) 規格

N D S Z 8 2 0 1 標準色

品 名	自活車
-----	-----

b) 仕様書

C & L P S - V 0 0 0 0 8 車両等共通仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

c) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和 4 5 年防衛庁訓令第 1 号）

消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）

道路運送車両の保安基準（昭和 2 6 年運輸省令第 6 7 号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 0 号）

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 1 3 年環境省告示 1 1 号）

2 製品に関する要求

2.1 設計条件

設計条件は、次によるほか、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.1 による。

なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に規定する燃費基準値は、適用しない。

a) 走行条件 次の条件を含む高速道路、一般道路及び路外を走行することが可能でなければならない。

- 1) 縦断こう配 3 0 % 以上の雨のアスファルト舗装道路
- 2) 除雪した積雪道路
- 3) 演習場等の不整地

b) 外圍条件 外圍条件は、耐寒及び耐熱性に優れ、 -30°C ～ $+40^{\circ}\text{C}$ で正常に運用することが可能でなければならない。

ただし、エンジンの始動は、 -20°C ～ $+40^{\circ}\text{C}$ で支障があってはならない。

c) 使用条件 使用条件は、次による。

- 1) 隊員 6 名が 2 ～ 3 日程度自活することが可能でなければならない。
- 2) 展開地で直ちに使用することが可能でなければならない。
- 3) 走行時及び展開時において、騒音防止のための配慮をしなければならない。
- 4) 各種車載品に電力を供給することが可能でなければならない。

d) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（以下，“訓令”という。）に適合しなければならない。

2.2 材料・部品・加工方法

材料、部品及び加工方法は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.2 によるほか、次による。

a) 車両各部は、不整地走行等による振動に耐え、車載品に支障を与えないものとし、各溶接箇所の亀裂、ねじ締結部に緩み等が生じないように加工しなければならない。

b) 配線及び配管の交換が容易に行うことが可能であるように配慮する。

品 名	自活車
-----	-----

2.3 構成

構成は、次によるほか、d)～j)、l)及びm)はバンボディー内部に、k)及びn)はバンボディー外部に、それぞれ設備する。

- a) シャシ
- b) 操縦室
- c) バンボディー
- d) 冷暖房装置
- e) ベッド
- f) シャワー室
- g) トイレ室
- h) 流し台
- i) 給湯器
- j) テーブル（食卓）
- k) 清水タンク・汚水タンク・排水用装置
- l) 電気設備
- m) 電気器具等
- n) 発動発電機
- o) 灯火類
- p) その他

2.4 構造・形状・寸法・質量

2.4.1 構造・形状

構造及び形状は、次による。

- a) 市販のトラックのシャシに、バンボディーを架装したもので、**図1**を基準とする。
 なお、その他規定のない事項については、製造会社仕様とし、細部は、承認図面による。
- b) シャシ シャシは、次による。
 - 1) 機関 機関は、次による。
 - 1.1) 形式 4サイクル水冷ディーゼル機関
 - 1.2) 最高出力 143.42 kW 以上
 - 1.3) 最大トルク 500.13 N・m 以上
 - 1.4) 始動用蓄電池 容量120 Ah 以上
 - 2) 駆動方式は、総輪駆動とする。ただし、駆動の切替えが可能な場合は、操縦席から容易に実施できなければならない。
 - 3) 燃料タンクは、200 L以上とする。
- c) 操縦室 操縦室は、次による。
 - 1) 乗車定員は、操縦手を含め3名とする。
 - 2) 運行記録計〔電気式1日計用（120 km/h）〕を設ける。
 - 3) エアコン（製造会社仕様）を設ける。

品 名	自活車
-----	-----

- 4) 操縦室上部にウインドディフレクター（製造会社仕様）を取付ける。
 - 5) カーナビゲーションシステム（製造会社仕様）1式を取り付ける。ただし、テレビの視聴ができない措置を講じなければならない。
 - 6) ETC対応車載器（製造会社仕様）を取り付ける。
なお、セットアップを行う。
 - 7) ドライブレコーダー（製造会社仕様）を取り付ける。
 - 8) スマートルームミラー（製造会社仕様）を取り付ける。
 - 9) バックモニター（製造会社仕様）を取り付ける。
- d) **バンボディー** バンボディーは、次による。
- 1) 骨格及び外板は、スチール、アルミ材、複合材等（製造会社仕様）を使用するなど軽量化し、内張板には、不燃又は難燃材を用いなければならない。また、外板と内張板の間には、断熱材（製造会社仕様）を挿入する。
 - 2) 床構造は、耐水性のアピトン合板などに床上張りを貼りつけた、水洗い可能（水抜き穴付）な構造とする。
 - 3) **窓** 窓は、次による。
 - 3.1) 固定窓は、バンボディー前面、昇降口扉及びトイレに各1 EA以上設け、暗幕を設ける。
 - 3.2) 開閉窓は、バンボディー左右両面及び流し台上部に片側2 EA以上設け、取外し可能な防虫用アミ戸及び仮眠用暗幕を設ける。
なお、非常時には、人員の脱出が可能でなければならない。
 - 4) 左側面に、出入りが容易な昇降口（扉付き）を設ける。また、昇降口は、軽合金などを使用し、軽量化した着脱式昇降ステップ（手すり、滑り止め及び昇降口用固定装置付き）及び照明装置を設ける。
なお、昇降口の屋根部には、天幕などの取付金具を設ける。
 - 5) バンボディー前方に、冷暖房装置の室外機を設ける。
 - 6) 屋根にテレビアンテナ及びフライシート取付用のパイプを、左右に各1 EA設ける。
 - 7) バンボディー内部に、有線電話及びテレビアンテナの接続口〔配線及び取り出しコネクタ（有線電話：モジュージャック、テレビアンテナ：同軸ケーブル用端子）〕を設ける。
 - 8) 後部に、スペアタイヤ及び着脱式昇降ステップを収納するための固定装置を設ける。また、昇降ステップ用踏板を設ける。
- e) **冷暖房装置** 冷暖房装置は、次による。
- 1) **冷房能力** 4.0 kW以上
 - 2) **暖房能力** 4.5 kW以上
 - 3) 冷暖房装置は、電気式とする。
 - 4) 20℃～28℃を基準に温度の設定が、可能でなければならない。
- f) **ベッド** ベッドは、次による。

品 名	自活車
-----	-----

- 1) 6名が仮眠することが可能であり、2段式を3 E A設け、収納（折り畳み）又は脱着式で容易に操作することが可能な構造とし、大きさは、1 9 0 0 mm×7 0 0 mm（基準）とする。
 なお、ベッド地は、モケットタイプとする。
 - 2) ベッドの下段は、1 E Aあたり2名用の椅子として使用することが可能な構造とし、ベッド上段は、転落防止のアンクル等を設ける。
 - 3) 各ベッドに、小物収納用ポケット、吊りフック及びコップ受け1組を、計6組設ける。
- g) **シャワー室** シャワー室は、次による。
- 1) シャワー室は、防水及び防錆を配慮した構造とし、カーテン等で仕切られた脱衣スペースを設ける。
 - 2) シャワーは、温水式とし、自動温度調節が可能で、手で持って使用することが可能であり、座った位置及び立ち位置に保持することが可能な構造とする。
 - 3) 換気扇（排気のみ）、鏡〔寸法：4 5 0 mm×3 5 0 mm（基準）〕、タオル掛け及び扉を設ける。
- h) **トイレ室** トイレ室は、次による。
- 1) トイレは、排泄物をラッピングする機能を設ける。
 - 2) 換気装置、照明装置、カーテン付き固定窓、手洗い及びタオル掛け及び扉を有し、ドアには、内鍵を取付ける。
 - 3) トイレ用消耗品の収納スペースを有し、トイレットペーパーホルダーを取付ける。
 - 4) 便器は、手入れが容易かつ衛生的なものでなければならない。
- i) **流し台** 流し台は、次による。
- 1) 流し台は、ステンレス製とし、水栓及び給湯栓を有し、清水タンク及び給湯器への給水及び汚水タンクへの排水用配管を設ける。
 なお、上部に照明装置を1 E A設ける。
 - 2) 食器、洗剤などのステンレス製収納庫付きとし、6名分の食器、包丁、まな板等が収納でき、収納品に対して走行時の振動等を考慮しなければならない。
- j) **給湯器** 給湯器は、次による。
- 1) 電気式（A C 1 0 0 V）とし、5 5 ℃～8 5 ℃を基準に湯温の調整可能な構造とする。
 - 2) 空焚き防止装置を設ける。
 - 3) タンク容量は、2 0 0 L以上とし、清水タンクからの給水が容易でなければならない。
- k) テーブル（食卓）は、折り畳み式で収納することが可能な構造とし、未使用時は、ベッド下に固定できなければならない。
- l) **清水タンク・汚水タンク・排水用装置**
- 1) **清水タンク** 清水タンクは、次による。

品 名	自活車
-----	-----

- 1.1) タンクの残量が計器により確認することが可能な装置を、バンボディー室内に設ける。
- 1.2) タンク及び配管は、ステンレス製とし、仕切板及びドレン装置を有する容量 450 L 以上とする。
- 1.3) 周囲は、断熱及び凍結防止処置（配管を含む。）が施され、ステンレス製のパンチングカバーで覆われたものとする。
 なお、タンク下部に飛石などによる損傷防止を考慮しなければならない。
- 1.4) 給水ポンプ（AC100 V）により給水が可能でなければならない。
- 1.5) 洗浄及び給水口の施錠が可能でなければならない。

2) 汚水タンク・排水用装置 汚水タンク及び排水用装置は、次による。

- 2.1) タンク及び配管は、ステンレス製とし、容量は500 L以上のタンクで、周囲（配管を含む。）は、断熱及び凍結防止処置が施され、ステンレス製のパンチングカバーで覆われたものとする。
 なお、タンク下部に飛石などによる損傷防止を考慮しなければならない。
- 2.2) 接続金具付の排水用ホース（50 mm×3 m以上）及びホースを縛着する装置を設ける。
- 2.3) 排水が容易に実施することが可能でなければならない。

m) 電気設備 電気設備は、次による。

1) 換気装置 換気装置は、次による。

- 1.1) バンボディー内の換気装置は、換気扇（DC24 V）を天井に2 EA以上取付け、吸気及び排気が可能でなければならない。
- 1.2) トイレ室の換気装置は、吸気口を1 EA設けるほか、排気専用の換気扇（DC24 V）を1 EA以上設ける。
- 1.3) シャワー室の換気装置は、排気専用の換気扇（AC100 V）を1 EA以上設ける。
- 1.4) 流し台上部は、防滴型換気扇（DC24 V）を設ける。
- 1.5) 未使用時、水密性を有しなければならない。

2) 照明装置 照明装置は、次による。

- 2.1) 室内照明は、LED又は白熱灯とし、天井部に4 EA以上、トイレ室及びシャワー室に1 EA取り付ける。
- 2.2) バンボディー内照度は、150ルクス以上とし、トイレ室及びシャワー室は、75ルクス以上とする。
 なお、測定位置は、流し台上面とする。
- 2.3) 非常時には、車両の蓄電池からも給電可能なものとし、給電表示ランプをバンボディー内に設ける。
- 2.4) 昇降口扉解放時、自動点灯する（スイッチボックス確認用）電灯を設ける。

品 名	自活車
-----	-----

- 3) **整流器** 整流器は、次による。
- 3.1) 給電を行い、同時に充電器機能を有し、給電容量は、20 A以上とする。
- 3.2) 蓄電池電圧及び充放電の状態が確認することが可能な計器類を設ける。
- 4) **インバータ** インバータは、次による。
- 4.1) DC電圧（24 V）からAC電圧（100 V）、電力1 kw以上に変換することが可能でなければならない。
- 4.2) 車載用電気器具に電磁的障害を与えてはならない。
- 5) **電源スイッチボックス** 電源スイッチボックスは、出入口付近に設置するほか、次による。
- 5.1) 車載用電気器具に対しては、蓄電池、整流器又は車両用蓄電池から給電することを可能とする切替スイッチを設ける。
- 5.2) 上記以外の電気器具については、2.4.1 m) 4) のインバータ（冷凍冷蔵庫及び給水ポンプ用）、発動発電機及び外部電源による給電の選択が可能な切替スイッチを設ける。
- 5.3) 回路遮断器及び漏電警報機を設ける。
- 6) **外部電源取入取出口** 外部電源取入取出口は、防水構造とするほか、次による。
- 6.1) 外部電源取入口の容量は、ターミナル100 A以上とし、コンセントは、20 A以上とする。
- 6.2) 外部電源取出口（2P）は4 EAとし、容量は各15 A（AC100 V）以上とする。
- 6.3) ボディ下部に有しなければならない。
- 7) **電源ケーブル・アース** 電源ケーブル及びアースは、次による。
- 7.1) 電源ケーブル（コードリール付）は、10 m（±5%）とする。
- 7.2) 漏電対策用として5 m（±5%）のアース線付きアース棒を設ける。
- 7.3) 電源ケーブル及びアース線付きアース棒を収納することが可能な収納箱を設ける。
- 7.4) 外部から各種ケーブルを引き込むことが可能でなければならない。
- 7.5) バンボディー下部に有しなければならない。
- 8) 蓄電池は、次によるほか、鋼板等による収納箱付きとする。
- 8.1) 車載電気器具用は、24 V（12 V×2 EA）220 Ahとする。
- 8.2) 発動発電機始動用は、12V100Ahとする。
- 9) ケーブル引込み口（直径70 mm以上）は、外部からの各種ケーブルを引込むことが可能であるものとし、バンボディー室内前部床面に設ける。
- なお、引込口には、防水及び防塵構造で、容易に開閉することが可能な蓋を設ける。

品 名	自活車
-----	-----

n) **電気器具等** 電気器具等は、次による。

なお、冷凍冷蔵庫（総容量 180 L 基準）、車載テレビ（27 インチ液晶基準）、テレビ用録画・再生機器、炊飯器、電気コンロ及び電子レンジは、官側が別途調達とする。

- 1) 電気器具等の縛着用フックは、埋込式とし、8 EA 以上設置する。
- 2) 冷凍冷蔵庫、車載テレビ及びテレビ用録画・再生機器を設置（固定）する装置は、次による。
 - 2.1) 冷凍冷蔵庫は、部材等で固定し、振動処置がされているほか、付近に AC 100 V 用コンセント（2 P）を 1 EA 以上設け、走行中に給電が可能でなければならない。
 - 2.2) 車載テレビは、バンボディー内上部に、固定金具等により振動処置がされているほか、付近に AC 100 V 用コンセント（2 P）を 1 EA 以上設ける。
- 3) 炊飯器、電気コンロ及び電子レンジの使用場所は、耐水及び耐火性に留意しなければならない

なお、縛着用フックを設け、流し台の付近及び前壁に、AC 100 V 用コンセント（2 P）を各 1 EA 以上設ける。

o) **発動発電機** 発動発電機は、次による。

- 1) **機関** 機関は、次による。
 - 1.1) **形式** 4 サイクルディーゼルエンジン
 - 1.2) **電圧** 100 V、電力 10 kw 以上
- 2) **寸法・質量** 寸法及び質量は、次による。
 - 2.1) **寸法**（本体） 長さ 1315 mm×幅 615 mm×高さ 730 mm 以下
 - 2.2) **質量**（蓄電池は除く。） 350 kg 以下
- 3) 始動用蓄電池を有し、発電電流及び電圧を確認することが可能でなければならない。
- 4) 発動発電機室は、防音材、ゴムなどを貼り付けるなどした防音及び防震構造とし、バンボディー下部に設け、室内に点検用の室内照明 2 EA を設ける。また、排気が室内に流入しないよう考慮しなければならない。
- 5) **燃料タンク** 燃料タンクは、次による。
 - 5.1) **容量**は、100 L 以上とする。
 - 5.2) 燃料切れを警告するランプを、バンボディー内部の適当な位置に設ける。

p) **灯火類**

灯火類は、訓令の保安基準に適合しなければならない。

なお、路肩灯 2 EA を設ける。

q) **その他** その他は、次による。

- 1) バンボディー室内に、雨衣等掛け用としてフックを 8 EA 以上設ける。

品 名	自活車
-----	-----

- 2) 粉末消火器 A B C ・ 1 . 8 k g ・ 自動車用の取付金具を、操縦室内及びバンボディー室内に各 1 E A 取り付ける。
- 3) 掛鏡を、バンボディー内昇降口の付近に 1 E A 取り付ける。
- 4) バンボディー内前部左側に、A C 1 0 0 V 用コンセント (2 P) を 2 E A 設ける。
- 5) 寒冷地仕様（製造会社仕様）の必要の有無は、調達要領指定書により指定する。
- 6) バンボディー内中央部にフックを取り付ける。

2.4.2 寸法・質量

寸法及び質量は、次によるほか、図 1 を基準とし、細部は承認図面による。ただし、外装品等の突出部は除く。

- a) 全長 最大 9 6 0 0 mm
- b) 全幅 最大 2 5 0 0 mm
- c) 全高 最大 3 8 0 0 mm
- d) 車両総質量 最大 1 1 0 0 0 kg

2.5 外観・性能

2.5.1 外観

外観は、次による。

- a) きず、割れ、まくれ、その他の有害な欠陥があつてはならない。
- b) 各部の塗装及びめっきにむらがあつてはならない。
- c) 塗装は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.3 によるほか、次による。
 - 1) 外部塗装は、製造会社仕様塗料を使用し、N D S Z 8 2 0 1 の色番号 2 3 1 4 O D 色により塗装するものとし、細部は、承認図面及び色見本による。
 - 2) 車体下部は、製造会社仕様の黒色で塗装する。
 - 3) 操縦室内及びバンボディー内部は、製造会社仕様による。

2.5.2 性能

性能は、次による。

- a) 車両性能は、次による。

なお、計算値を可とする。

 - 1) 最高速度 8 0 km / h 以上（乾燥路面で積車状態）
 - 2) 最小回転半径 9 m 以下

2.6 製品の表示

製品の表示は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.4 によるほか、細部は承認図面による。

なお、自動車番号標は、C & L P S - V 0 0 0 0 8 の 2.4.4 の表 2 の“車両法適用除外指定の車両”とする。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 出荷条件

出荷条件は、商慣習による。

品 名	自活車
-----	-----

5 その他の指示

5.1 提出書類等

提出書類等は、次による。

- a) 類別原資料は、C&LPS-Y00007の4.1.1による。
- b) 取扱説明書等は、C&LPS-V00008の5.1.2による。
- c) 車両法適用除外指定申出書関連書類は、C&LPS-V00008の5.1.3による。
- d) 完成写真等は、C&LPS-V00008の5.1.5による。
- e) 車両等主要諸元資料は、C&LPS-V00008の5.1.6による。

5.2 自動車検査証・車歴簿

自動車検査証及び車歴簿は、C&LPS-V00008の5.3及び5.5による。

5.3 附属品・予備品

附属品及び予備品は、C&LPS-V00008の5.6によるほか、次による。

- a) 附属品 附属品は、次による。
 - 1) 非常信号灯（道路運送車両の保安基準適合品，乾電池式，懐中電灯兼用式） 1 E A
 - 2) 粉末消火器 A B C ・ 1.8 kg ・ 自動車用（消防法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条及び第7条の規格の適合品，リサイクルシール付）
（操縦室内及びバンボディー内） 各 1 E A
 - 3) 車止め（2 E Aで1組，紐付） 2組
- b) 予備品 予備品は、次による。
 - 1) 予備タイヤ（ディスクホイール付） 1 本
 - 2) スタッドレスタイヤ（1両分）の必要の有無は，調達要領指定書により指定する。
 - 3) トイレラッピング（凝固剤を含む） 8 5 0回分以上

5.4 承認用図面・色見本

承認用図面及び色見本は、次による。

- a) 承認用図面 契約の相手方は、C&LPS-Y00007の4.3により，次の承認用図面を作成の上，提出し，承認を受けなければならない。
 - 1) 外形図（寸法及び質量を含む。）
 - 2) 配置図（バンボディー内部寸法図）
 - 3) 結線図
 - 4) 配管系統図
 - 5) 塗装配置図
 - 6) 航空自衛隊標識図
 - 7) 銘板図
 - 8) その他必要な図面

品 名	自活車
-----	-----

b) **色見本** 契約の相手方は、**C&LPS-Y00007**の**4.3**により、車体外部の塗料の色について、色見本を作成の上、提出し、承認を受けなければならない。

なお、色見本の細部については、**C&LPS-V00008**の**2.3.4**による

5.5 装備品等不具合報告（UR）対策

装備品等不具合報告（UR）対策は、**C&LPS-Y00007**の**4.4**による。

5.6 技術変更提案（ECP）

技術変更提案（ECP）は、**C&LPS-Y00007**の**4.7**による。

No.	NAME
1	燃料タンク
2	清水タンク
3	汚水タンク
4	同動発電機
5	蓄電池 (使用用)
6	蓄電池 (充電用)
7	外置電源BOX
8	半輪止め (2ヶ)
9	スベアタイヤ
10	取替式ステップ
11	換気扇
12	フタリシート用パイプ
13	昇降口開閉
14	シャワー室
15	換気扇
16	ウォーターポンプ
17	二段ベッド
18	蓄電池 (電気器具用)
19	冷蔵庫・インバーター・コンバーター
20	テレビ
21	換気扇・両生脱臭等
22	冷蔵庫扉扉
23	換気扇
24	トイレ室
25	換気扇用パイプ
26	電源スイッチBOX
27	換気扇
28	クーブアル収納BOX
29	A/C (室内・室外用)
30	クーブアル引込口
31	テーブル
32	換気扇用ファン
33	換気扇 (標準付)
34	換気扇 (標準付)
35	取替用カーテン
36	室内灯
37	排水ケース (3口)
38	テレビアンテナ

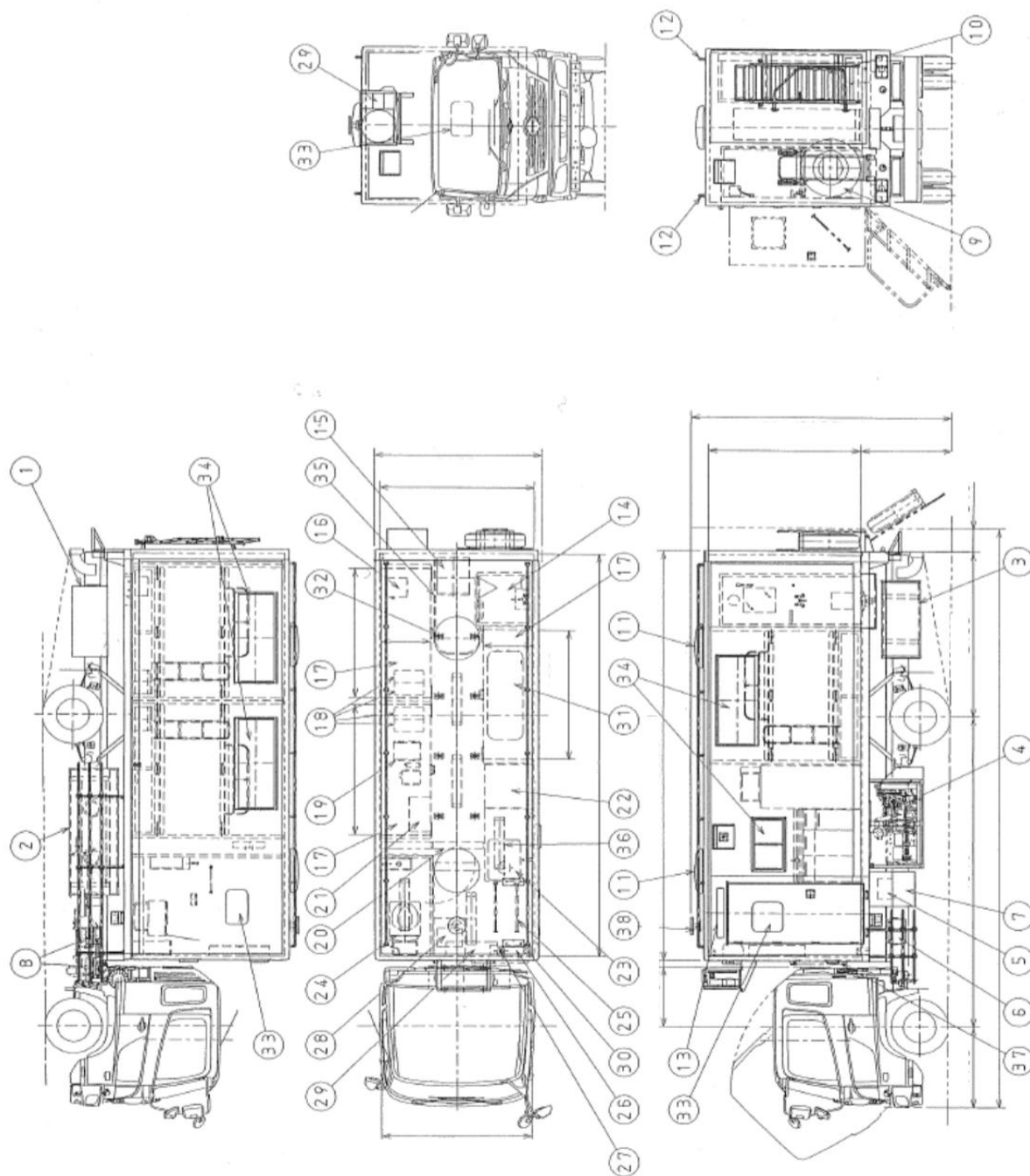


図1 自活車の形状及び寸法